

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第141回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会		
事務局 (担当課)		総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話042-769-8331 (直通)		
開催日時		令和5年11月21日(火) 午前9時55分から午前11時15分まで		
開催場所		Web会議		
出席者	委員	9人(別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	4人(情報公開・文書管理課長、同総括副主幹2名、同主任)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		—		
会議次第	<p>議 題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長及び副会長の選任について 2 特定個人情報保護評価専門部会委員の指名等について 3 公文書管理部会委員の指名等について 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイル簿及び保有個人情報取扱事務の登録等について(報告) ・個人情報保護法改正後の目的外利用・提供及びオンライン結合の取扱いについて(報告) ・行政機関等匿名加工情報の提案募集について(報告) 			

主な内容は次のとおり

1 会長及び副会長の選任について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第3条第1項の規定に基づき、委員の互選により、齋藤委員が会長に、土田委員が副会長に選任された。

2 特定個人情報保護評価専門部会委員の指名等について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第6条第3項の規定に基づき、会長が齋藤委員、慎委員、松浦委員の3名を部会の委員に指名し、同条第4項の規定に基づき、会長が部会長に齋藤委員を、副部会長に慎委員をそれぞれ指名した。

3 公文書管理部会委員の指名等について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第6条第3項の規定に基づき、会長が土田委員、清水委員、坂口委員、下重委員、岩谷委員、戸室委員の6名を部会の委員に指名し、同条第4項の規定に基づき、会長が部会長に土田委員を、副部会長に清水委員をそれぞれ指名した。

4 その他

・個人情報ファイル簿及び保有個人情報取扱事務の登録等について

事務局からの報告を行い、質疑応答はなかった。

・個人情報保護法改正後の目的外利用・提供及びオンライン結合の取扱いについて

事務局からの報告の後、質疑応答が行われた。

(松嶋委員) オンライン結合とは何か。

(事務局) 担当課が管理する電子計算機と市の機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合する方法をいう。

(松嶋委員) 外部業者に委託するシステムをオンライン結合というのか。

(事務局) 委託した場合にインターネットなどを使って、その個人情報のやりとりをすることも含む。

(松嶋委員) オフライン結合はあるのか。

(事務局) オフライン結合はない。

(中山委員) 具体的な仕組みが分からない。インターネットで行うクラウドサービスを使うのか。

(事務局) 検討会議で協議した具体的な事例で説明すると、税金の支払い方法として口座振替があるが、その口座振替の申込みをインターネットですることができるようにする、その仕組みをオンライン結合と呼んでいる。

(中山委員) 具体的に何のシステムを用いてオンライン結合を行うのか。

(事務局) 用語としてオンライン結合と定義しているが、具体的には事務毎にオンライン結合を行う実施機関が使用するシステムや提供先、提供する項目の詳細を検討会議で説明し、協議している。

(会長) オンライン結合についてはこれまでも行っており、当審議会に諮問され、答申していた。今年度の法改正により審議会への諮問はできなくなったが、本市では適正な取扱いがなされているかの判断として新たに検討会議を設置し、付議するといった説明をこの議題ではしている。また、先ほどのオフライン結合があるかについての補足であるが、オフラインの場合、これまではUSBメモリやCDで渡していたが、その場合、物自体をなくしてしまう可能性がある。今はインターネットに接続できるので、オンラインに繋げるという意味であって、オフラインの場合には物を渡す形でやりとりをしていたものを、オンラインで行うという意味である。

(戸室委員) オンライン結合については総務省が定義なりを出しているのので、詳細は別途確認していただければと思う。

(松嶋委員) 国が定義しているからいいという話ではない。もう少し簡単な言葉で言わないと皆様には理解してもらえない。今ではほとんどがインターネットを利用するが、災害時などはどうするのか。全部インターネットでやるとの話だが、皆様はインターネットの安全性を全部信じているのか。なんとかオンプレミスでできないものか。

(慎委員) 心配するのは当然のことである。しかし、時代の流れから、紙などの媒体のみで事務を行うのは難しくなっており、デジタル化していくのは仕方なく、日本だけのことではない。関連法令やガイドラインを遵守しながら行っていく。もちろんそのような法律があってもニュースで出ているようなハッキングや情報漏えいなどがあるが、その理由で運用をもとに戻すという時代でもないのが現状である。紙やCDなどの媒体による提供の場合、その媒体をなくしたらその情報だけがなくなることになるが、オンライン結合となるとリアルタイムでハッキングされると以前のような対応であると個人情報漏えいしてしまう。それに対してしっかりと管理されているか、システムが法律に準じて構築がされているかを専門家と皆さんが守っていく必要がある。

(松嶋委員) 一番心配しているのは災害である。広域災害などは、相当な被害が生じるため、その間は特定の情報提供が止まったり、オンライン結合が止まることを念頭に置いたうえで、データ使用をしていかなければならない。

(慎委員) それに対しても検討して対策を取っている。インターネットは国の基幹システムであるので、災害が起きた時は電気や水道は全て止まる。国ではこれらと同じレベルで最優先で復旧するシステムになると思われる。バックアップの確保などもいわゆるガイドラインとか法律に準じて構築するようになっている。実際災害になった場合、どこまで対応できるかは災害にならないと分からないが、できるだけ今までの経験を集めてガイドラインを作っている。

(松嶋委員) 私はデータ復旧の時や、システムが落ちた時にどうなるかが非常に問題だと考えている。また、提供先への監査が行われているのか。そのときにどのような監査を市として行っているのか、それとも別の機関が監査を行っているか。

(会長) 今年度からオンライン結合と目的外利用については審議会を通さなくて良いことになったが、これまでは審議会でも細かく審査していた。オンライン結合と目的外利用ではない場合についても、特定個人情報を扱う場合においては、専門部会で調査審議して、チェックをしている。

私は約8年の間、この専門部会で調査審議を行っており、本市はとても丁寧に行っている

いうことを実感している。監査についても市は行っている。先ほどお話しがあったオープンサーバーではなく、全て自社サーバーでデータを保有するのはむしろリスクが高い。自治体での個人情報の漏えいで多いのは、紙媒体の紛失である。もちろんオンラインの場合は一度に漏えいする人数が多いので、被害が大きくなる側面があるが、日常の業務でインシデントが発生しやすいのは紙媒体の方である。オンライン結合と目的外利用については審議会に諮問する必要もないが、本市の場合には、検討会議というものを作って、専門家の意見を聞く形で、リスク対策を行ってる。

(事務局) 補足となるが監査については、個人情報の取扱業務について、契約書に特記事項をつけており、その特記事項の中で委託先と再委託先についての監査や、定期報告を義務づけている。そのような形で定期的なチェックを行っている。

(松嶋委員) 職員の審査はしているのか。

(事務局) 職員の審査は、委託先の組織体制などにあたると思うが、保護管理者や、データのやりとりなどの報告書の提出なども義務づけている。

(松嶋委員) インシデントの報告体制について記載されたものがあるか。

(事務局) 市には規程というものがあり、その中でインシデント対応については定めている。

(中山委員) 目的外利用は1件のみか。

(事務局) 検討会議が始まってからは1件である。

(中山委員) 目的外利用について、本人同意は必要か。不要な場合があるか。

(事務局) 本人の同意が必要な場合と、不要な場合があり、それとは別に内部利用や外部提供で、一定の要件を満たしていれば認められるときがある。

(会長) 今後、目的外利用・提供及びオンライン結合の取扱いに係る検討会議の結果について当審議会において報告はあるか。それとも今回限りの説明であるか。

(事務局) 報告を義務付けられてはいないが、今後も定期的な報告を行う予定である。

・行政機関等匿名加工情報の提案募集について

事務局からの報告の後、質疑応答が行われた。

(戸室委員) 匿名加工業務は相模原市が行うのか。それとも委託の場合もあるのか。どのくらいの時間で提出されるのか。現状の場合にはDX推進課がこの業務を行うか。それとも最初から委託業者が行うのか。

(事務局) 今回提案募集の対象となっているデータが国民健康保険の給付や資格に関するデータ及び介護保険の給付に関するデータであるため、国民健康保険の担当課である国保年金課や介護保険の担当課である介護保険課でデータを保有している。そこでデータを抽出して、対象となっている約5年間のデータをまず、匿名加工を実際に行う専門業者に提出し、そこで氏名を消したり、データを置き換えたりして個人が分からないような状態にする。このように加工した匿名加工情報を提案者に渡し、そのデータを今度は別の事業者、例えば製薬会社や研究機関に提供して豊かな国民生活の実現に繋げていくというのがこの制度の目的である。

(会長) 提案の募集は定期的とあるが、半年に1回や1年に1回など頻度はどのように考えているか。

(事務局) 今年度は年1回ということで9月から10月にかけて行っており、今後もその予定である。

(会長) 例えば今後、AIの導入が進んでいくと、さらに頻度を増やす可能性もあるか。

(事務局) 今後は社会情勢等を踏まえ、法律上は年に1回以上ということではあるが、制限があるわけではないので、状況次第で回数も弾力的に考えていく。

(松嶋委員) 個人情報匿名加工された市民は、ポイントの付与などの恩恵はあるか。

(事務局) 匿名加工情報の制度がこの情報を活用して、例えば新たな新薬の開発や医療技術の進歩につなげることが中心であり、市民には間接的に利益が享受できるものとなっている。

(松嶋委員) どの点に我々のメリットがあるのか。

(事務局) 新薬の開発により今まで治せなかった病気を治せるようになることや、健康状態を維持することができるなどがある。

(松嶋委員) 新薬になって利益が返ってくることはなかなか評価しにくいので、少しでも目に見えるメリットがある方がよい。その方がデータを渡した意味がある。

(慎委員) 市は匿名加工情報の作成を委託する業者の実績などを審査するか。

(事務局) 匿名加工情報を作成する事業者については、匿名加工を専門に行っている事業者を選定し、業者には詳細な仕様書を出し、安全管理もかなり厳しく要求していきたいと考えている。

(会長) 匿名加工情報の作成を委託する業者は毎回同じになるのか、それともその都度別の業者になるか。

(事務局) いくつかの業者の中から一つの業者を選ぶことで考えており、提案を募集して、実際に事業者がどのようなデータを提供してもらいたいかにもよるが、基本的に、そのような形で何社かを比較した上で、より良い業者を選んでいく。

(会長) 入札で金額が安い業者にするというのではなくて、安全管理措置などの条件を満たした業者を選定するのか。

(事務局) そのとおりである。

(岩谷委員) 欠格事由について、提出させたその誓約書の内容で判断するとあるが、何らかのエビデンスを求めるか。

(事務局) 添付書類として法人の登記簿等で確認する。

次回の審議会については、開催が必要になったときに改めて日程を調整することを伝えた。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(令和5年11月21日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	会長
2	土田 伸也	中央大学大学院法務研究科教授	欠席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所常議員、2号議員	出席	
4	坂口 貴弘	創価大学池田大作記念創価教育研究所講師	出席	
5	清水 善仁	中央大学文学部准教授	欠席	
6	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	出席	
7	慎 祥揆	東海大学情報理工学部准教授	出席	
8	寺田 麻佑	一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教授	欠席	
9	戸室 寛	公募委員	出席	
10	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
11	中山 幸雄	公募委員	出席	
12	松浦 薫	弁護士	欠席	
13	松嶋 保和	相模原市自治会連合会理事	出席	

任期は令和7年6月30日まで